

令和4年度

健全化判断比率及び
資金不足比率報告書

福岡市

リサイクル適性[Ⓐ]

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

報告第 34 号

健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 4 年度健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査意見を付けて報告する。

令和 5 年 9 月 1 日

福岡市長 高島 宗一郎

令和4年度健全化判断比率報告書

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担比率
比 率	—	—	8.4	74.3
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

令和4年度資金不足比率報告書

(単位：%)

会 計 名	比 率	経営健全化基準
福岡市モーターボート競走事業会計	—	20.0
福岡市下水道事業会計	—	
福岡市水道事業会計	—	
福岡市工業用水道事業会計	—	
福岡市高速鉄道事業会計	—	
福岡市集落排水事業特別会計	—	
福岡市中央卸売市場特別会計	—	
福岡市港湾整備事業特別会計	—	
福岡市営渡船事業特別会計	—	

令和4年度

健全化判断比率
及び資金不足比率
審査意見書

福岡市監査委員

監事第70-001号

令和5年8月24日

福岡市長 高島 宗一郎 様

福岡市監査委員 阿部 真之助

同 篠原 達也

同 水町 博之

同 本野 正紀

令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見に
ついて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出する。

目 次

第 1	審査の種類	1
第 2	審査の対象	1
第 3	審査の実施内容・着眼点	1
第 4	審査の期間	1
第 5	審査の結果	1
1	意見	1
2	健全化判断比率の状況	3
(1)	実質赤字比率について	5
(2)	連結実質赤字比率について	6
(3)	実質公債費比率について	8
(4)	将来負担比率について	10
ア	将来負担比率の状況	10
イ	将来負担額	11
ウ	充当可能財源等	11
3	資金不足比率の状況	15
[参考]	算定の基礎となる事項を記載した書類	21

凡 例

- 1 文中に用いる金額は、千円単位で表示している。
- 2 文中に用いる比率（％）は、国の算定基準に基づいている。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「－」 …… 皆無又は該当数値なし
「0」 …… 該当数値はあるが、単位未満のもの
- 4 各表中、負の値となるものは、値の前に「△」を付している。
- 5 用語の定義等は、特段の定めがある場合を除き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の定めるところによる。

令和4年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の種類

福岡市監査基準第3条第1項第7号の規定に基づく健全化判断比率等審査

第2 審査の対象

令和4年度健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の実施内容・着眼点

各比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係部局から提出された証書類との照合点検、所要の事情聴取等を行い、計数の正確性について審査した。

第4 審査の期間

令和5年6月2日から同年8月7日まで

第5 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、上記方法により審査した結果、いずれも法令等に準拠して作成され、その結果は、適正であると認められた。

意見及び各比率の状況は、次のとおりである。

1 意見

令和4年度決算に基づく実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、前年度と同様に黒字のため、各比率は発生していない。

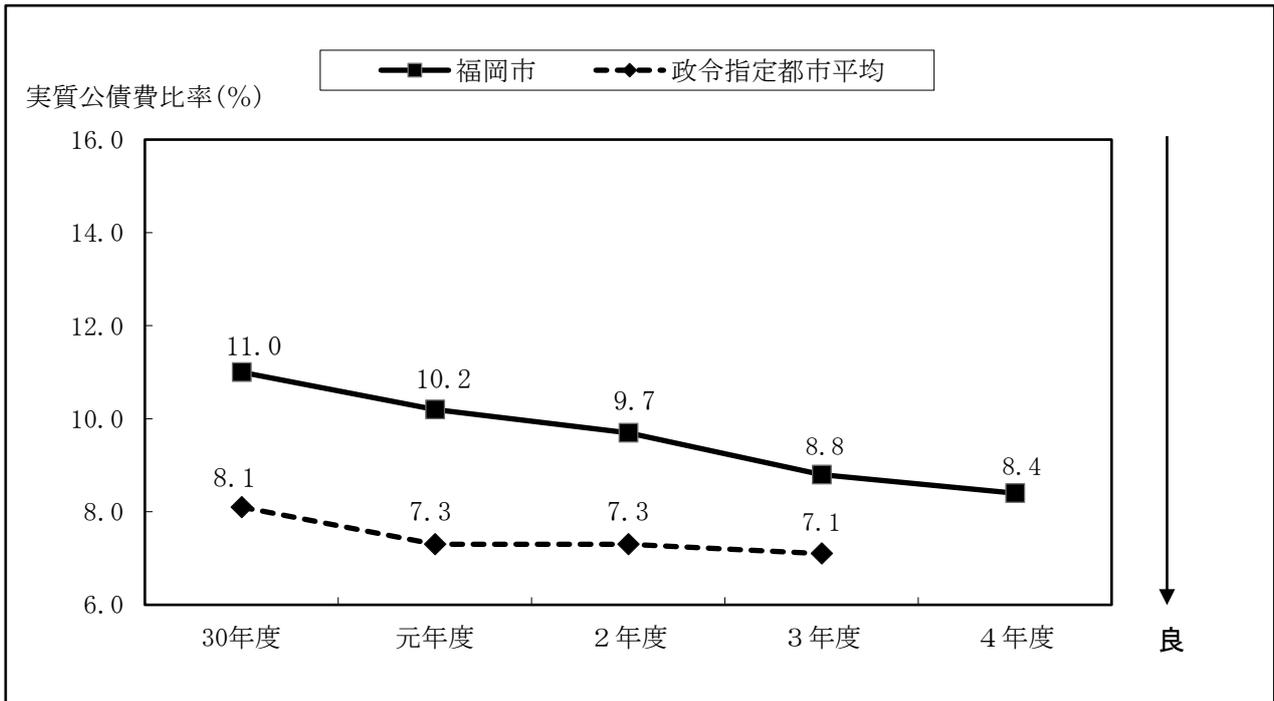
実質公債費比率及び将来負担比率については、実質公債費比率は8.4%で、前年度と比較して0.4ポイント改善し、将来負担比率は74.3%で、前年度と比較して8.6ポイント改善している。両比率とも早期健全化基準を下回っており、市債残高の減少等に伴い年々改善し、政令指定都市平均に近づきつつあるが、引き続き改善を図っていく必要がある。両比率の5か年の推移は、次頁のグラフのとおりである。

また、資金不足比率については、全ての公営企業会計において資金不足は生じていないため、比率は発生していない。

本市の財政状況は、財政の自主性や弾力性を高める一般財源の大幅な伸びは期待できず、一方、社会保障関係費の増加や、公共施設等の改修・修繕等に係る財政需要の増大が見込まれており、当面厳しい状況が続くことが想定される。

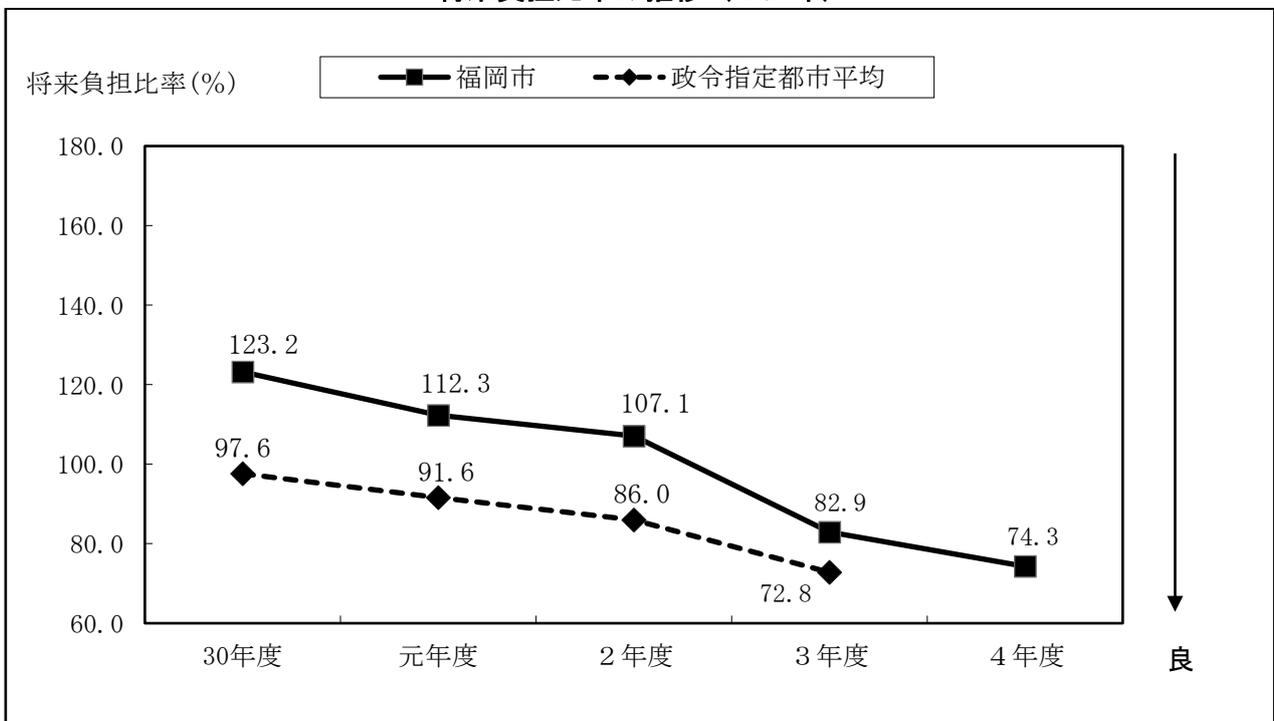
このような状況を踏まえ、今後とも「財政運営プラン」に基づき、財源の確保や既存事業の見直し、市債発行の抑制等による市債残高の着実な縮減などにより、将来にわたり持続可能な財政運営に一層努められたい。

実質公債費比率の推移（5か年）



※ 令和3年度決算における実質公債費比率の政令指定都市(20都市)平均は7.1%で、本市は良い方から14番目である。

将来負担比率の推移（5か年）



※ 令和3年度決算における将来負担比率の政令指定都市(20都市)平均は72.8%で、本市は良い方から11番目である。

2 健全化判断比率の状況

(解説)

健全化判断比率とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定される実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。

地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率の実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字のため発生していない。また、実質公債費比率は8.4%、将来負担比率は74.3%となっており、いずれも早期健全化基準を下回っている。

当年度の健全化判断比率の状況は、次表のとおりである。

(単位:%)

区 分		実 質 赤 字 率 比	連 結 実 質 赤 字 率 比	実 質 公 債 費 率 比	将 来 負 担 率 比
比 率	4年度	—	—	8.4	74.3
	3年度	—	—	8.8	82.9
	対前年度増減	—	—	△ 0.4	△ 8.6
早期健全化基準		11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生基準		20.0	30.0	35.0	

(注) 比率が発生していないものについては、「—」で表示している。

各指標の適用範囲は、次表のとおりである。

本市会計等に係る各指標の適用範囲

健全化法	福岡市の会計等区分	各指標の適用範囲		
一般会計等	<ul style="list-style-type: none"> ○一般会計 ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 ○香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計 ○貝塚駅周辺土地区画整理事業特別会計 ○市立病院機構病院事業債管理特別会計 ○市債管理特別会計 	↑ 実質赤字比率 ↓	↑ 連結実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	<ul style="list-style-type: none"> ○後期高齢者医療特別会計 ○国民健康保険事業特別会計 ○介護保険事業特別会計 			
公営企業会計	<p style="text-align: center;">【法適用企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○モーターボート競走事業会計 ○下水道事業会計 ○水道事業会計 ○工業用水道事業会計 ○高速鉄道事業会計 <p style="text-align: center;">【法非適用企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集落排水事業特別会計 ○中央卸売市場特別会計 ○港湾整備事業特別会計 ○市営渡船事業特別会計 		↑ 将来負担比率 ↓	↑ 資金不足比率 ↓
一部事務組合 ・ 広域連合	<ul style="list-style-type: none"> ○福岡地区水道企業団 ○北筑昇華苑組合 ○福岡都市圏南部環境事業組合 ○福岡県自治振興組合 ○福岡都市圏広域行政事業組合 ○粕屋郡粕屋町外1市水利組合 ○福岡県後期高齢者医療広域連合 ○糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合 			
地方独立 行政法人 ・ 地方三公社 ・ 第三セクター等	<ul style="list-style-type: none"> ○福岡北九州高速道路公社 ○福岡市立病院機構 ○福岡市施設整備公社 ○福岡コンベンションセンター ○福岡県信用保証協会 ○福岡市教育振興会 			

- (注) 1 資金不足比率については、公営企業会計ごとに算定。
 2 法適用企業とは、地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業をいう。
 法非適用企業とは、地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のものをいう。
 3 財産区特別会計は、上記指標の対象外。

(1) 実質赤字比率について

(解説)

実質赤字比率とは、当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものであり、普通交付税の算定を行う際に算出される。)に対する比率であり、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額
- ・実質赤字額＝繰上充用額＋(支払繰延額＋事業繰越額)

当年度の一般会計等における実質収支額は黒字のため、実質赤字比率は発生していない。

当年度の実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円)

会 計 名		実 質 収 支 額			
		4年度	3年度	対前年度増減	
一 般 会 計 等	一 般 会 計	9,880,356	9,350,019	530,337	
	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	—	—	—
		香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計	—	1,556,831	△ 1,556,831
		貝塚駅周辺土地区画整理事業特別会計	—	—	—
		公共用地先行取得事業特別会計	—	—	—
		市立病院機構病院事業債管理特別会計	—	—	—
		市債管理特別会計	—	—	—
合 計		9,880,356	10,906,850	△ 1,026,494	
標準財政規模		442,104,112	451,517,796	△ 9,413,684	
実質赤字比率(%)		—	—	—	

(2) 連結実質赤字比率について

(解説)

連結実質赤字比率とは、公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金不足額・剰余額の合計額

当年度の一般会計等における実質収支額、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額及び公営企業会計における資金不足額・剰余額の合計は黒字のため、連結実質赤字比率は発生していない。

当年度の連結実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円)

会 計 名		実 質 収 支 額			
		4年度	3年度	対前年度増減	
一 般 会 計 等	一 般 会 計		9,880,356	9,350,019	530,337
	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	—	—	—
		香椎駅周辺土地地区画整理事業特別会計	—	1,556,831	△ 1,556,831
		貝塚駅周辺土地地区画整理事業特別会計	—	—	—
		公共用地先行取得事業特別会計	—	—	—
		市立病院機構病院事業債管理特別会計	—	—	—
		市債管理特別会計	—	—	—
小 計(A)		9,880,356	10,906,850	△ 1,026,494	
外 の 会 計 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 特 別 会 計	一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計	後期高齢者医療特別会計	221,308	138,395	82,913
		国民健康保険事業特別会計	3,419,814	3,313,654	106,160
		介護保険事業特別会計	1,066,525	1,116,506	△ 49,981
		駐 車 場 特 別 会 計	—	—	—
小 計(B)		4,707,647	4,568,555	139,092	
公 営 企 業 会 計 名		資 金 不 足 額 ・ 剰 余 額			
		4年度	3年度	対前年度増減	
法 適 用 企 業	事 業 以 外 の 特 別 会 計	モーターボート競走事業会計	19,969,226	18,253,563	1,715,663
		下水道事業会計	12,627,529	13,878,850	△ 1,251,321
		水道事業会計	12,608,415	11,177,421	1,430,994
		工業用水道事業会計	593,651	517,904	75,747
		高速鉄道事業会計	—	—	—
法 非 適 用 企 業	事 業 以 外 の 特 別 会 計	集落排水事業特別会計	—	—	—
		中央卸売市場特別会計	—	—	—
		市営渡船事業特別会計	—	—	—
	成 宅 事 業	港湾整備事業特別会計	—	—	—
小 計(C)		45,798,821	43,827,738	1,971,083	
合 計(A+B+C)		60,386,824	59,303,143	1,083,681	
標 準 財 政 規 模		442,104,112	451,517,796	△ 9,413,684	
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	

(注) 1 一般会計等とは、地方公共団体が設置する会計のうち、一般会計と次の2と3のいずれにも属さない特別会計をいう。

2 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計とは、事業の実施に伴う収入をもって当該事業に要する費用を賄うべき事業(地方公営企業法を適用していない事業に限る。)に係る特別会計をいう。

3 公営企業会計とは、法適用企業(地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業)に係る特別会計及び法非適用企業(地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの)に係る特別会計をいう。

(3) 実質公債費比率について

(解説)

実質公債費比率とは、当該地方公共団体の地方債の元利償還金及び準元利償還金に要する一般財源の合計額が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、直近3か年の平均値を用いる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E - D}$$

- A：地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。) ①
- B：地方債の元利償還金に準ずるもの(準元利償還金) ②+③+④+⑤+⑥+⑦
- C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源 ⑧
- D：地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(算入公債費の額)及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(算入準公債費の額) ⑨+⑩+⑪
- E：標準的な規模の収入の額(標準財政規模) ⑫+⑬+⑭

当年度の実質公債費比率(3か年平均)は、8.4%となっており、早期健全化基準25.0%を下回っている。

(単位:%)

区 分	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)		
		4年度	3年度	2年度
4年度	8.20933	8.4	8.8	9.7
3年度	7.89734			
2年度	9.17780			
元年度	9.58309			
30年度	10.48982			

(単位：千円)

区 分	4 年度	3 年度	2 年度
① 元利償還金の額（繰上償還額等を除く。）	52,383,337	48,439,070	57,519,214
小 計 (A) = ①	52,383,337	48,439,070	57,519,214
② 積立不足額を考慮して算定した額	—	—	299,314
③ 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの（年度割相当額）	44,370,348	43,384,983	41,894,872
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	22,974,272	22,883,079	22,987,320
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	350,338	356,530	361,940
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	3,910,811	4,381,678	4,171,905
⑦ 一時借入金の利子	729	9,498	9,118
小 計 (B) = ②+③+④+⑤+⑥+⑦	71,606,498	71,015,768	69,724,469
⑧ 特定財源の額	34,457,197	29,711,481	34,211,098
小 計 (C) = ⑧	34,457,197	29,711,481	34,211,098
⑨ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	19,203,245	19,943,693	21,042,462
⑩ 災害復旧費等に係る基準財政需要額	37,675,802	37,400,194	36,921,142
⑪ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金（ただし、④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。）	1,121,244	1,379,144	1,271,083
小 計 (D) = ⑨+⑩+⑪	58,000,291	58,723,031	59,234,687
⑫ 標準税収入額等	376,178,953	351,397,325	366,059,872
⑬ 普通交付税額	42,190,285	50,675,906	32,214,136
⑭ 臨時財政対策債発行可能額	23,734,874	49,444,565	29,217,889
小 計 (E) = ⑫+⑬+⑭	442,104,112	451,517,796	427,491,897
分 子 (A+B) - (C+D)	31,532,347	31,020,326	33,797,898
分 母 (E) - (D)	384,103,821	392,794,765	368,257,210

(4) 将来負担比率について

ア 将来負担比率の状況

(解説)

将来負担比率とは、地方債残高に加え、地方公社に対する債務保証や第三セクター等に対する損失補償等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。

$$\begin{array}{l} \text{(算定式)} \\ \text{将来負担比率} = \frac{\text{A} - \text{B}}{\text{C} - \text{D}} \end{array}$$

A：将来負担額 (A)

B：充当可能財源等 (B)

C：標準財政規模 (442,104,112千円)

D：算入公債費等の額 (58,000,291千円)

当年度の将来負担比率は、74.3%となっており、早期健全化基準400.0%を下回っている。

(単位:%)

4年度	3年度	対前年度増減
74.3	82.9	△ 8.6

イ 将来負担額 (内訳は12～14ページ)

(単位:千円)

区 分	金 額		
	4年度	3年度	対前年度増減
地 方 債 の 現 在 高	1,387,605,598	1,401,546,289	△ 13,940,691
債務負担行為に基づく支出予定額	30,888,942	33,551,925	△ 2,662,983
公営企業債等繰入見込額	259,474,968	251,685,032	7,789,936
組合負担等見込額	2,487,508	2,824,104	△ 336,596
退職手当負担見込額	87,241,384	88,202,690	△ 961,306
設立法人の負債額等負担見込額	13,031,149	9,955,353	3,075,796
地 方 道 路 公 社	—	—	—
地 方 独 立 行 政 法 人	—	—	—
第 三 セ ク タ ー 等	13,031,149	9,955,353	3,075,796
連結実質赤字額	—	—	—
組合連結実質赤字額負担見込額	—	—	—
計(A)	1,780,729,549	1,787,765,393	△ 7,035,844

ウ 充当可能財源等

(単位:千円)

区 分	金 額		
	4年度	3年度	対前年度増減
充 当 可 能 基 金	378,562,531	336,217,580	42,344,951
充 当 可 能 特 定 歳 入	284,406,464	278,153,999	6,252,465
う ち 都 市 計 画 税	220,785,594	212,129,413	8,656,181
基準財政需要額算入見込額	832,371,232	847,438,584	△ 15,067,352
計(B)	1,495,340,227	1,461,810,163	33,530,064

《 将来負担額の内訳 》

(7) 地方債の現在高

(単位:千円)

区 分	4年度	3年度	対前年度増減
一 般 会 計	1,359,105,979	1,371,382,404	△ 12,276,425
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	4,359,087	4,606,173	△ 247,086
香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計	12,817,459	13,643,379	△ 825,920
貝塚駅周辺土地区画整理事業特別会計	72,000	—	72,000
公共用地先行取得事業特別会計		—	—
市立病院機構病院事業債管理特別会計	11,251,073	11,914,333	△ 663,260
合 計	1,387,605,598	1,401,546,289	△ 13,940,691

(イ) 債務負担行為に基づく支出予定額

(単位:千円)

区 分	4年度	3年度	対前年度増減
葬祭場再整備事業に伴う葬祭場用建物等の取得	703,772	984,452	△ 280,680
香椎副都心土地区画整理事業	919,986	1,232,757	△ 312,771
学校給食センター整備運営事業(第1センター)	1,095,923	1,268,649	△ 172,726
福岡市立東部地域小学校空調整備PFI事業	127,334	151,698	△ 24,364
福岡市立西部地域小学校空調整備PFI事業	129,724	154,508	△ 24,784
学校給食センター整備運営事業(第2センター)	1,867,424	2,095,714	△ 228,290
福岡市立東部地域中学校空調整備PFI事業	85,089	98,922	△ 13,833
福岡市立西部地域中学校空調整備PFI事業	102,784	119,436	△ 16,652
科学館整備運営事業	2,665,198	2,939,294	△ 274,096
総合体育館整備運営事業	7,148,677	7,771,668	△ 622,991
美術館リニューアル事業	3,590,643	3,901,834	△ 311,191
学校給食センター整備運営事業(第3センター)	3,191,689	3,443,776	△ 252,087
第2期展示場等整備事業	7,106,708	7,629,655	△ 522,947
早良南地域交流センター整備事業	1,523,271	1,759,562	△ 236,291
福岡市立東部地域小・中学校特別教室空調整備PFI事業	321,163	—	321,163
福岡市立西部地域小・中学校特別教室空調整備PFI事業	309,557	—	309,557
合 計	30,888,942	33,551,925	△ 2,662,983

(ウ) 公営企業債等繰入見込額

(単位:千円)

区 分	4年度	3年度	対前年度増減
モーターボート競走事業会計	—	—	—
下水道事業会計	194,753,091	184,243,214	10,509,877
水道事業会計	1,467,707	1,469,612	△1,905
工業用水道事業会計	—	—	—
高速鉄道事業会計	51,498,126	52,712,404	△1,214,278
集落排水事業特別会計	952,070	1,183,348	△231,278
中央卸売市場特別会計	10,125,166	11,364,363	△1,239,197
港湾整備事業特別会計	—	—	—
市営渡船事業特別会計	678,808	712,091	△33,283
後期高齢者医療特別会計	—	—	—
国民健康保険事業特別会計	—	—	—
介護保険事業特別会計	—	—	—
駐車場特別会計		—	—
合 計	259,474,968	251,685,032	7,789,936

(エ) 組合負担等見込額

(単位:千円)

区 分	4年度	3年度	対前年度増減
福岡地区水道企業団	—	—	—
北筑昇華苑組合	—	—	—
福岡都市圏南部環境事業組合	2,487,508	2,824,104	△ 336,596
合 計	2,487,508	2,824,104	△ 336,596

(オ) 退職手当負担見込額

(単位:千円)

区 分	4年度	3年度	対前年度増減
退職手当負担見込額	87,241,384	88,202,690	△ 961,306

(カ) 設立法人の負債額等負担見込額

(単位:千円)

区 分	4年度	3年度	対前年度増減
福岡北九州高速道路公社	—	—	—
福岡市立病院機構	—	—	—
福岡市施設整備公社	9,540,417	8,939,109	601,308
福岡コンベンションセンター	116,315	487,679	△ 371,364
福岡県信用保証協会	2,878,807	—	2,878,807
福岡市教育振興会	495,610	528,565	△ 32,955
合 計	13,031,149	9,955,353	3,075,796

3 資金不足比率の状況

(解説)

資金不足比率とは、当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の、事業の規模に対する比率であり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して算定し、経営状態の悪化の度合いを示す指標である。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

・資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

当年度は、全ての公営企業会計において資金不足は生じていないため、資金不足比率は発生していない。

なお、高速鉄道事業会計においては、流動負債が流動資産を超過しているが、法令の規定により解消可能資金不足額を算入することで、資金不足は生じていない。

当年度の公営企業会計における資金不足比率は、次表のとおりである。

(単位：%)

会計名	比率			経営健全化基準
	4年度	3年度	対前年度増減	
モーターボート競走事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	
水道事業会計	—	—	—	
工業用水道事業会計	—	—	—	
高速鉄道事業会計	—	—	—	
集落排水事業特別会計	—	—	—	
中央卸売市場特別会計	—	—	—	
港湾整備事業特別会計	—	—	—	
市営渡船事業特別会計	—	—	—	

各公営企業会計の資金不足比率等の状況

(1) モーターボート競走事業会計（法適用）

(単位:千円)

区 分	4年度	3年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く	2,081,625	1,632,927	448,698
算入地方債現在高(b)	—	—	—
流動資産(c) ※控除財源を除く	22,050,851	19,886,490	2,164,361
資金不足額(A=a+b-c)	△ 19,969,226	△ 18,253,563	△ 1,715,663
事業規模(B)	69,281,133	85,704,790	△ 16,423,657
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、資金不足額(A)が△199億6,922万6千円となり、資金不足は生じていない。

(2) 下水道事業会計（法適用）

(単位:千円)

区 分	4年度	3年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く	14,728,049	14,347,099	380,950
算入地方債現在高(b)	—	—	—
流動資産(c) ※控除財源を除く	27,355,578	28,225,949	△ 870,371
資金不足額(A=a+b-c)	△ 12,627,529	△ 13,878,850	1,251,321
事業規模(B)	39,930,214	41,875,562	△ 1,945,348
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、資金不足額(A)が△126億2,752万9千円となり、資金不足は生じていない。

(3) 水道事業会計（法適用）

(単位:千円)

区 分	4年度	3年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く	11,097,092	11,770,604	△ 673,512
算入地方債現在高(b)	—	—	—
流動資産(c) ※控除財源を除く	23,705,507	22,948,025	757,482
資金不足額(A=a+b-c)	△ 12,608,415	△ 11,177,421	△ 1,430,994
事業規模(B)	31,720,245	31,051,377	668,868
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、資金不足額(A)が△126億841万5千円となり、資金不足は生じていない。

(4) 工業用水道事業会計（法適用）

(単位:千円)

区 分	4年度	3年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く	217,360	36,704	180,656
算入地方債現在高(b)	—	—	—
流動資産(c) ※控除財源を除く	811,011	554,608	256,403
資金不足額(A=a+b-c)	△ 593,651	△ 517,904	△ 75,747
事業規模(B)	207,529	206,417	1,112
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、資金不足額(A)が△5億9,365万1千円となり、資金不足は生じていない。

(5) 高速鉄道事業会計（法適用）

(単位:千円)

区 分	4年度	3年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く	17,145,698	17,914,542	△ 768,844
算入地方債現在高(b)	13,957,880	15,086,000	△ 1,128,120
流動資産(c) ※控除財源を除く	13,827,589	13,000,670	826,919
解消可能資金不足額(d)	53,135,775	42,454,999	10,680,776
資金不足額(A=a+b-c-d) ※A<0のときA=0	0	0	0
事業規模(B)	27,480,718	22,807,744	4,672,974
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、解消可能資金不足額を算入した結果、資金不足は生じていない。

(6) 集落排水事業特別会計（法非適用）

(単位:千円)

区 分	4年度	3年度	対前年度増減
歳出額(a)	483,341	505,241	△ 21,900
算入地方債現在高(b)	—	—	—
歳入額(c) ※翌年度に繰り越すべき財源を除く	483,341	505,241	△ 21,900
資金不足額(A=a+b-c)	0	0	0
事業規模(B)	30,615	37,115	△ 6,500
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、資金不足額(A)が0円となり、資金不足は生じていない。

(7) 中央卸売市場特別会計（法非適用）

(単位:千円)

区 分	4年度	3年度	対前年度増減
歳出額(a)	5,986,307	5,731,608	254,699
算入地方債現在高(b)	—	—	—
歳入額(c) ※翌年度に繰り越すべき財源を除く	5,986,307	5,731,608	254,699
資金不足額(A=a+b-c)	0	0	0
事業規模(B)	2,480,371	2,248,959	231,412
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、資金不足額(A)が0円となり、資金不足は生じていない。

(8) 港湾整備事業特別会計（法非適用）

(単位:千円)

区 分	4年度	3年度	対前年度増減
歳出額(a)	34,385,309	22,234,023	12,151,286
算入地方債現在高(b)	—	—	—
歳入額(c) ※翌年度に繰り越すべき財源を除く	34,484,797	22,242,016	12,242,781
土地収入見込額(d)	3,373,843	1,259,017	2,114,826
地方債残高(e)	51,742,000	55,444,000	△ 3,702,000
資金不足額(A=a+b-c-d) ※A<0のとき資金剰余額(A')を算定する	0	0	0
資金剰余額(A'=a+b-c-d+e) ※A'>0のときA'=0			
事業規模(B)	27,562,993	9,583,274	17,979,719
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

宅地造成事業を行う特別会計については、法令の規定により資金不足額の算定法と資金剰余額の算定法がそれぞれ定められており、当年度は、資金不足は生じていない。

(9) 市営渡船事業特別会計（法非適用）

(単位:千円)

区 分	4年度	3年度	対前年度増減
歳出額(a)	1,282,929	1,213,654	69,275
算入地方債現在高(b)	—	—	—
歳入額(c) ※翌年度に繰り越すべき財源を除く	1,282,929	1,213,654	69,275
資金不足額(A=a+b-c)	0	0	0
事業規模(B)	316,230	279,250	36,980
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、資金不足額(A)が0円となり、資金不足は生じていない。

[参考] 算定の基礎となる事項を記載した書類

算定の基礎となる事項を記載した主な書類は、次のとおりである。

- ・ 福岡市歳入歳出決算書
- ・ 福岡市歳入歳出決算事項別明細書
- ・ 福岡市実質収支に関する調書
- ・ 福岡市財産に関する調書
- ・ 福岡市基金の運用状況に関する調書
- ・ 福岡市公営企業各会計の決算書及び事業報告書等附属書類
- ・ 地方交付税算定台帳
- ・ 公債台帳
- ・ 地方財政状況調査表